

# 遺跡の総合的マネジメント

はじめに 文化遺産部遺跡整備研究室では、遺跡整備に関する今日的な課題を広く検討するために、2006年度から5回にわたって『遺跡整備・活用研究集会』を開催してきた。本稿においては、これまでの成果を総括とともに、2011年(2011)1月21・22日に平城宮跡資料館講堂で開催した2010年度の「地域における遺跡の総合的マネジメント」における検討を紹介し、遺跡整備に関する調査研究の今後の方向性を検討する。

**研究集会の実績と今回の趣旨** 『遺跡整備・活用研究集会』と題するこのシリーズでは、これまで、「遺跡の教育面に関する活用」(第1回:2006年度)、「遺跡の保存管理・公開活用と指定管理者制度」(第2回:2007年度)、「埋蔵文化財の保存・活用における遺構露出展示の成果と課題」(第3回:2008年度)、「遺跡内外の環境と景観—遺跡整備と地域づくり—」(第4回:2009年度)を開催し、遺跡整備の分野において重要なテーマである活用、管理、遺構の保存、計画と事業、そして、環境と景観について、今日的な動向を踏まえつつ、検討してきた。

これらの研究集会においては、(1)学ぶ対象や学ぶ場としての遺跡について、情報提供の様々な手法の発展や体験・体感プログラムなどの新たな工夫によって、学校教育や生涯学習と一体的に取り組まれる活用の考え方や事例などについて検討したのをはじめとして、(2)近年の地方分権やアウトソーシングなどの時流に鑑み、「公の施設」として位置づけられている場合において、遺跡の管理に「指定管理者制度」を導入することの是非などを含め、遺跡が有する様々な効果やその保存管理・公開活用の根本的な在り方について検討し、(3)遺跡の内容や価値を直截的あるいは直感的に伝達する手段として極めて有効な手段と考えられてきた「遺構露出展示」の成果と課題を主題として、各地の事例における取組や実践のために必要な調査等における技術に関する報告を通じて、遺跡保存のための体系的な取組について検討し、そして、(4)日本において半世紀余りにわたって発展してきた遺跡整備の計画と事業について、地域全体を視野に入れた近年の複合的な取組の方向性を踏まえつつ、環境と景観を切り口として、遺跡整備と地域づくりの関

係について検討してきた。

このように、これまで、主として国内的な観点から、そして、『遺跡の保護』ということを出発点として、遺跡整備をめぐる諸課題を検討したものといえる。

いっぽう、2004年の文化財保護法改正や景観法制定をはじめとして、2008年5月の「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(文部科学省・農林水産省・国土交通省の三省共管による。通称:歴史まちづくり法)の制定、そして、2008年度から2010年度まで文化庁の下で実施された「文化財総合的把握モデル事業」など、近年、地域を主体とした遺産に関わる取組が様々な観点から促進されてきた。あるいは、欧州会議において採択された「欧洲景観条約」(2000)やイタリアの「文化財及び景観財に関する法典」(2004)、世界遺産に関わる近年の動向、そして、文化と自然の多様性に関する議論や世界ジオパークネットワークの取組などにも見られるように、種々の文化的資産は、地域行政の一般的文脈の中で把握され、地域づくりや自然環境保全などと一体的に取り組まれるようになってきている。

この度の研究集会では、このような国内外の潮流を踏まえつつ、遺跡とその文化を育んできた《地域》を出発点として検討し、むしろ、文化財保護を超えた広い視野から、遺跡整備の分野がこれから先に取り組むべき方向性に関する理念と哲学を今日的観点から再考し、〈地域計画〉、〈地域文化〉、〈地域社会〉、〈地域振興〉などをキーワードとしながら、遺跡の総合的マネジメントの在り方を検討することとした。

**研究集会の構成と論点** 今回の主題は、地域政策の総合的な観点から遺跡整備の方向性を摸索する意味もあって、従来の基調的な講演と事例報告とから成る形式ではなく、「地域と遺跡」(21日)、そして、「社会振興と遺産」(22日)をサブテーマとして、各2つ、計4つの講演の下、それらが提起した視点を踏まえて議論することとした。

最初に、平澤から、これまでの研究集会における主題の流れのほか、遺跡・遺産をめぐる近年の国内外の動向を解説し、遺跡の整備が、遺跡そのものの保存・活用を超えて、さらに、持続可能な地域の継承と創造の文脈の下で目指すべき方向性について検討したいとの、開催趣旨を述べた。そして、1日目に「地域計画における遺跡の役割と機能」(講演1:宗田好史/京都府立大学)と「地



図30 講演1「地域計画における遺跡の役割と機能」

域文化の育成と遺跡の保存・活用」（講演2：大島直行／伊達市噴火湾文化研究所）、2日目に「地域社会における遺産の保存管理：変化をマネジメントする一対処療法からの脱却、そして遺産ガバナンスへ」（講演3：稲葉信子／筑波大学）と「地域振興の取組と遺産の包括的保全：熊野古道アクションプログラムから考える遺産のマネジメント」（講演4：平野昌／三重県立図書館）として、様々な観点・立場から地域と遺跡・遺産との関わり合いについて課題の提起や取組の方向性が示された。

講演1では、現代の日本においてほとんどの地域が直面している課題、すなわち、人口減少と少子高齢化、低炭素化社会や経済のグローバル化などへの対応の動向から、もはや来るべき将来における地域構造の転換は避けられないことを踏まえ、アッシジのほか、エミリア・ロマーニャ州における百人隊地籍（centriazio）、マントヴァ市における水辺再生、さらに、ローマのアッピア街道をはじめとする遺跡の存在を基礎とした都市計画など、イタリアにおける取組を例示して、地域の成り立ちを把握し、持続可能な地域を実現するための社会資本としての遺跡に注目した地域計画の在り方が示された。講演2では、史跡北黄金貝塚の保存整備や「縄文フェスタ」、さらには伊達市噴火湾文化研究所の取組を通じて、遺跡と人の総合体としての地域文化、そして、まちづくり資源としての文化の展望に触れ、これから総合文化行政の考え方が示された。講演3では、ハンピの遺跡やアジャンタ・エローラの石窟寺院などの保存管理を通じたインドにおける取組の現状、ヨーロッパ各都市に所在する遺産と都市開発の関わり、そして、英國のストーンヘンジにおけるマネジメントプランの組立などの例示を通じて、世界遺産の取組に各地の様々な遺産と地域社会との関わり合いの多様性を示し、遺産のマネジメント（遺産の価値に関わる利害関係者の合意形成のプロセス）から遺産のガバナンス（遺産に関して社会が下す意思決定のプロセス）への展開に



図31 討論「地域文化としての遺跡・遺産」

おいて求められるべき遺産のプロフェッショナル（洗練されるべき立場、職務、役割とその分担・連携）に関する検討が示された。講演4では、熊野古道アクションプランの策定における地域やその住民の取組を通じた地域振興の展開の中で、地域が遺産の価値に気づくことの難しさやそのことに対応した話し合いの過程、そして、様々なプロモーション（広報とその活動）の重要性が示された。

これらの講演において示されたのは、地域の人々の将来と遺跡・遺産との密接な関係であり、遺跡・遺産をめぐる様々なステークホルダー（遺跡・遺産との関係で生じる種々の権利・意思・活動等を有する人々）の存在であった。遺跡整備の行方 討論（大島、稲葉、平野／司会：平澤）では、「地域文化としての遺跡・遺産」を主題として、自由発言形式を基本に展開した。まず、遺跡・遺産の保護・継承は、地域の活力ある暮らしとともに実現されること、そして、その取組や活動を実際に進めようとする中では、《地域》をめぐって種々のステークホルダーが存在することなどが確認された。そして、様々なコミュニケーション（交流）やネゴーシエーション（交渉）とそのプロセスを担う人材に求められるもの、すなわち、遺跡・遺産のプロフェッショナルについて議論し、人々の繋がりと取組や活動をいかにして受け継いでいくかが強調された。

地域における過去からの連綿たる営みを伝え、そこに訪れることで様々な活力や意思が創造される《遺跡》や、地域の日常生活とそこに営まれて来た文化を体现するその他の様々な《遺産》が、それぞれの地域においてどのように定位され、また、その地域の現在とどのように関係するのか。そして、将来に向けて取り組まれるそれらの遺跡や遺産の保護や継承、その他の活動がその地域をどのようなかたちで豊かな暮らしとともにあり得るのか。

これからの遺跡整備には、個性有る掛け替えの無い地域を実現する文化として遺跡を育成していく、そういう仕組みを構築することが求められている。（平澤 賢）